

電力広域的運営推進機関 評議員会（２０２６年度第２回）議事録

１．日 時：２０２６年１０月６日（火）１３時３０分～１４時３８分

２．場 所：電力広域的運営推進機関 第一事務所会議室（対面・WEBのハイブリッド会議）

３．議 事

（１）議決事項

- 第１号議案 定款の一部変更について
- 第２号議案 業務規程の一部変更について
- 第３号議案 送配電等業務指針の一部変更について
- 第４号議案 ２０２６年度事業計画変更について
- 第５号議案 ２０２６年度予算変更について

４．出席者

（１）評議員（１３名中１２名出席）

山地議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、江崎評議員、倉貫評議員、曾我評議員、高村評議員、竹川評議員、原評議員、圓尾評議員、山内評議員

（２）電力広域的運営推進機関

大山理事長、江澤理事、土方理事、高野理事、田山理事、榊谷理事、赤松事務局長、山次総務部長、寺本企画部長、小田需給計画部長、小林系統計画部長、松本運用部長、疋田再生可能エネルギー・国際部長、宮嶋会計室長、高橋融資管理準備室長

５．議事の経過及びその結果

（赤松事務局長）

ただ今から、２０２６年度第２回評議員会を開会いたします。今回も効率的な会議運営のため、対面とWEBを組み合わせたハイブリッド会議といたします。WEBでご出席いただいている評議員の皆さま、画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。それでは、開始いたします。

まず、定足数についてご説明いたします。本日は、総員１３名中１２名がご出席であり、議案について、議決願える定足数を満たしております。それでは、本日の議事等について確認いたします。資料は、事前にお送りしたとおりであり、議案は、議事次第に記載のとおりです。今回は、５名の方が対面でのご出席、７名の方がWEBでのご出席となっています。ご発言がある場合には、会場にて対面でご出席の方は、ご発声ください。また、WEBでご出席の方は、挙手ボタンを押すか、ご発声をいただき、それぞれ意思表示をお願いいたします。議長から指名され、ご発言いただく際には、お名前をおっしゃったうえでご発言いただきますようお願いいたします。なお、WEBでご出席の方は、マイク・ビデオ通話をオンにしてご発言いただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクをミュートに戻していただくようお願いいたします。それでは、以降の議事は山地議長、どうぞよろしくお願いいたします。

（山地議長）

山地でございます。本日も進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、議案の審議に先立ちまして、定款第５２条に定める議事録署名人を指名いたします。伊藤評議員と曾我評議員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(伊藤評議員、曾我評議員)
承知いたしました。

(山地議長)

よろしくお願いいたします。それでは、議案の審議を行います。本日は、議案5件です。議事進行については、今回の第1号議案、第2号議案、第3号議案は、関連する内容ですので、一括して広域機関より説明及び審議を行った後、一件ごとに議決を行います。

それでは、第1号議案「定款の一部変更について」第2号議案「業務規程の一部変更について」第3号議案「送配電等業務指針の一部変更について」、広域機関から説明をお願いします。

(江澤理事)

総務担当理事の江澤と申します。よろしくお願いいたします。9月に着任いたしました。今回、電気事業法の改正が先の通常国会において成立したことに伴い、本機関の業務が拡大しております。それを踏まえまして、定款、業務規程、送配電等業務指針等の変更を行います。後ほどご説明いたしますが、事業計画及び予算についても、それに伴う変更がありますので、今回の評議員会では、それらについてご審議いただくものです。

第1号から第3号議案は、定款、業務規程及び送配電等業務指針の一部変更についてです。第1号議案の定款及び第2号議案の業務規程については、本日の評議員会でご審議いただいた後、明日の理事会に付議し、理事会で議決したうえで、その後、総会で議決を経て、経済産業大臣への認可申請を行う予定です。第3号議案の送配電等業務指針については、本日のご審議後、理事会で議決し、総会では報告事項として取り扱う予定です。総会で報告したうえで、経済産業大臣への認可申請を行う予定としております。本日ご説明いたしますので、今後の本機関の運営等について、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。第1号議案から第3号議案までは関連する内容ですので、まとめて、別紙でご用意した資料に基づきましてご説明いたします。

1 ページです。定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案の概要です。電気事業法の改正及びその前後における国の審議会での議論に対応するため、定款等の変更を行うものです。施行時期については、12月1日、又は経済産業大臣の認可が得られた時点のいずれか遅い時期を予定しております。主な変更点についてご説明いたします。まず、1点目は、電気事業法等の改正に伴う規定の変更です。これまで、地域間の送電線を対象とした融資業務を行ってまいりましたが、今回の改正に伴い、地域内の送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付けを行うこととなりましたので、その業務を追加いたします。1－2として、基幹送変電設備等整備計画に関する規定の変更があります。具体的には、本機関が工事概要の妥当性、費用及び工期等について評価を行うことを定めるものです。

それから、広域系統整備交付金等に関する規定の変更です。交付の申請方法及び算定方法を変更するとともに、資金の貸付けについて、貸付金額の算定方法も変更するものです。また、業務規程について、広域系統整備計画に関する規定を変更いたします。広域系統整備計画は、10年、15年といった長期間にわたる計画となりますので、その進捗を勘案し、コスト検証等ガイドラインに基づいて評価を行い、経済産業大臣に報告することとするものです。その他、字句の修正や、今回業務が追加されることに伴う条文番号の変更等を行っております。

2 ページは、今後の変更スケジュール等を整理したものです。3 番目に記載しているのが評議員会で、本日10月6日に変更案についてご審議いただく予定としております。それに先立ちまして、9月2日に第582回理事会を開催し、本件に関するパブリックコメント、意見聴取を行うことについて報告しております。その後、パブリックコメントを実施した結果、ご意見をいただきましたので、それに伴う若干の変更、書きぶりの変更等を行っております。ただし、内容面で大きな変更はございませんでした。明日、10月7日の理事会において、本変更案について改めて議決を行い、臨時総会を11月2日に開催する予定です。その後、経済産業大臣への認可申請を行い、認可が得られた場合には、12月1日に変更案を施行する予定です。今回の変更案の施行時期は、経済産業大臣の認可が得られた時点と12月1日のいずれか遅い方となります。

5 ページです。最初に、1－1の電気事業法等の改正に伴う規定の変更です。地域内の送電線等及び大規模電源の整備等のために資金を貸し付ける規定を追加いたします。地域内の送電線整備に対する資金の貸付けについては、財政融資及び補助金を財源とします。一方、大規模電源の整備については、財政融資を財源とする整理です。補助金を財源とするものについては地域間の値差収益に伴って入ってくる補助金があり、これを使うのは地域内の送電線の方という整理です。地域間の送電線の整備に対する貸付け及び広域系統整備交付金の財源については、これまで卸電力取引所から納付される値差収益というものがありませんでした。これが一度国庫に納付される整理となり、この値差収益を財源として国から補助金としていただいたものを本機関が利用するということになりますので、関連する規定を変更するものになります。こうして貸し付けた事業者の返済が滞納となった場合において、政府への償還が困難と認められる場合には、その償還に係る金額を特別会費として請求することを規定しております。

それから、財政融資を活用した貸付業務において、本機関の財務健全性を確保するため、貸付業務に係る経理内において、一定のリスクバッファと流動性を維持することを想定しております。後ほど詳細をご説明いたしますが、これに伴って、定款、業務規程及び送配電等業務指針をそれぞれ関連して修正しております。

6 ページは、電気事業法改正の内容です。本機関が大規模送電線の整備促進及び大規模電源の整備促進を行うこととなっており、これを12月から開始するに当たり、関連する規定を整備するものです。

7 ページは、融資制度の概要です。民間との協調融資によるものと、値差収益を財源とする貸付けについては、少し整理が異なります。民間との協調融資の下で行う赤枠のところの大規模電源及び大規模送電線の整備に対する融資と、特にリスクの高い送電線整備についても貸し付けを行います。これは、大規模送電線の地域間及び地域内の整備に充てられます。

これらの具体的な内容を8ページに整理しております。「地内の系統の類型支援の必要性」という部分です。こちらは、①として、データセンターの設置等に伴って電力需要が増加することや、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を見据え、需要や電源の接続が確定する以前から先行的、計画的に本機関が系統整備を行う事例への対応です。この場合、定量化されないリスクが一定程度低減されるまでは、民間から資金を調達することが困難であろうということであり、そのために必要な資金の不足に対応するものです。これを融資の類型①と整理しております。

一方、このようなリスクはないものの、民間の金融機関から資金調達を行っても、なお必要な資金が不足することが見込まれる場合があります。こちらは量的な補完ということになります。上は、まだ民間から借りることができない場合の質的な補完であり、下は、民間から融資を引き出すことはできるものの、量的にきちんと国が補完するというというのが類型②です。

9 ページは、この2つの貸付制度を整理したものです。類型①については、貸出しの原資は、値差収益を財源として本機関が執行する補助金です。これは、系統の整備の開始から、民間から融資を調達することが可能となる時期まで対応するものです。その後の類型②については、財政投融資を貸付けの財源とし、民間の融資調達から設備の運転開始までを対象とするものです。こちらについては量的な補完ということですので、原則として融資総額の3割以下という規定を設けております。

10 ページは、民業補完性や償還確実性の確保についてです。融資総額や金利水準等について、一定のルールを設定することになります。まず、融資総額については、プロジェクト全体の融資総額に対して3割を上限とすることを基本とします。金利については、民間の水準並みの金利水準を確保しようということであり、これは量的補完ですので、民間と同様の条件で行うという整理です。

投資回収の予見性については、長期脱炭素電源オークションの落札案件であることや、PPA案件であること、運転開始によって安定的にキャッシュフローが見込まれること、などを確認します。それから、リスクへの備えとして、一定のリスクバッファを設けます。融資総額の4%

以上の純資産を維持し、８％以上の高流動性資産を確保することを基準として、融資を行うこととしております。それから、特別会費による回収です。こうしたリスクへの対応を行ってもなお、本機関から国庫へ償還を行うことが困難と認められる場合には、一定の額を国庫償還に必要な額を特別会費として回収し、これを通じて広く負担を求め、確実に償還することができるよう、備えを用意しているということです。

１１ページは、融資制度のガバナンス体制を説明したものです。適切な審査、モニタリング及びリスク管理を行うためのガバナンス体制についてです。電源融資については企画部、系統の融資については系統計画部というように、それぞれ融資の担当ラインを設置します。さらに、総務部に融資管理室を設置し、担当ラインから独立した立場で審査及び与信管理等を実施する方式といたします。また、３番目として監査室がありますので、各部門の業務執行状況について監査を行う体制で臨みたいと考えております。

１３ページです。電気事業法等の改正に伴う規定の変更ということで、基幹送変電設備等整備計画の経済産業大臣による認定に先立ちまして、本機関が評価を行うことを定めるものです。

１７ページは、その具体的な変更内容になります。こちらは、広域系統整備交付金を交付するに当たって、広域系統整備計画の実施主体が、整備等に要する費用を毎年度必ず本機関へ届け出ることとなっていたのですが、「広域的運営推進機関に関する省令」の改正に伴い、当該交付金の交付を受けようとする年度にのみ、本機関へ申請する方式に省令の方が変更されたことに伴う変更です。また、当該交付金の額を定めるに当たっては、経済産業大臣の定めるところにより、本機関が配分した額を基礎として算定する方式に見直すとともに、あらかじめ経済産業大臣に協議し、同意を得ることとする規定を追加しております。

２１ページは、広域系統整備計画に関する規定の変更について、業務規程に定めるものです。広域系統整備計画は、１０年、１５年といった長期間の計画になりますので、その進捗を勘案し、コスト検証等のガイドラインに基づいて本機関が評価を行い、経済産業大臣に報告することを定めるものです。本機関では、これまで系統整備等について専門性や知見を蓄積してきており、さまざまな系統整備に係る費用を見ているところです。それを踏まえて評価を行い、経済産業大臣に報告することによって、その適切性を確保していくことになります。

２３ページは、広域系統整備計画に関する規定の変更です。こちらは、そのガイドラインに基づいて評価を行うことを示したものです。説明の概要は以上です。

これに伴って、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更を行い、理事会の決議を経て総会に上程したうえで、経済産業大臣への認可申請を行う予定です。

先ほど申し上げましたとおり、これについてパブリックコメントで幅広く意見を求めた結果、特に大きな変更はありませんでした。ただし、特別会費による回収については、さまざまな対応を行ってもなお、資金の調達が得られない場合には特別会費を請求するという整理であることについて、確認的なご意見をいただきました。以上の内容で、現在パブリックコメントを終え、本日、こちらについてご審議をお願いしている次第です。説明は以上です。

（山地 議長）

ありがとうございました。

では今、説明していただいた内容について、ご意見ご質問等ありましたら、発言の意思表示をしていただければと思います。牛窪評議員お願いします。

（牛窪評議員）

内容自体は、電気事業法改正に対応したものということで理解いたしました。

１１ページ、ガバナンス体制というところで、体制を整備したことのご説明がありましたが、今回、かなり融資業務というか貸付の業務が変わり、資金を出すときに審査だけではなく、おそ

らく期中のモニタリングとか、金融機関はリスク管理に結構膨大な人を割いていると思い、当然同列には議論できないと思いますが、体制整備の状況でもし共有できることがあればお願いします。

ただでさえ、過年度ずっと業務が加わり、私は毎回コメントしておりますが、かなりカツカツの中で業務をやられて、新しい室を創られるということですが、おそらく担当者は既存の業務から解放されるのか、既存の業務にこれがどうでるのか、もしそのまま業務が上乘せされると、かなりご多忙になっているのかなと思いました。その辺の体制面の整備で、もし付け加えて共有できることがあればお願いします。

(山地議長)

オンライン参加の高村評議員からご発言ご希望ですので、あわせてご対応いただければと思います。高村評議員お願いします。

(高村評議員)

国際的な動向をみましても、この間の、中東危機の影響のインパクトもあって、全電力の重要性、特に電化の重要性というのが、強調されるようになってきていると理解しています。間もなく開催されるCOP31もグローバルな世界目標としての電化目標を合意しようとなっており、それに関わってやはり系統整備の重要性も具体的に進めていこうという国際的な動きがある中で、今回ご提案いただいている内容について、大きな異論があるものではありません。

先ほどの牛窪評議員のご指摘にも関わっているかと思いますが、山内評議員が座長をされている広域機関の検証ワーキングのところでも議論になっているところだと思うのですが、エネルギー政策の実施をするうえで、広域機関にいろいろな仕事の業務が増えてきていると思っています。推察するに、経済産業省、資源エネルギー庁としっかり相談されていると思うのですが、自ずと定款や業務規程の改正と、広域機関の内的な要請とは違うルートで、内部の体制・ガバナンスを整えなければならないということも増えてきていると思っており、そういう意味で手続き的なところがやはり気になっておりました。

1つは、今回もパブリックコメントを既にしていただいているということでしたけれども、それは大変適切だと思ってしまして、会員の会費で基本的に運用されていることを考えると、政策の実施主体ではあるわけですが、いろいろな意味で、事業者に影響を及ぼし得るという観点からすると、どうその決定に適正手続を採用するかという点は重要だと思っており、それらの情報公開とともに、パブコメをもう既に行っていたいただいているので、大変ありがたいと思っております。もちろん、総会の場での議論があると思いますが、会員との意見交換も大事だと思っております。一点目はいま申し上げた、広域機関の内生的に生じる業務ではないものが増えていく中で、どういうふうに会員ベースの、組織の合意形成といいましょうか、どういうふうにしていくのかという点は、その手続きのプロセスを根本に、今後ともご留意いただければと思います。

もう1つは、先ほどの山内評議員のもとのワーキンググループでも、牛窪評議員からご指摘もあったところですが、資金に関わる業務が増えていく中で、外部監査の体制はもちろんのこと、内部的にどのように統制していくのかという点についても、ガバナンスの問題として重要だと思っています。

その点について、補足のご説明やお考えがあれば伺いたいと思いますし、ぜひ金融機関の例も参考にしながら、しっかりと強化していただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

(山地議長)

どうもありがとうございました。

山内評議員からも手が挙がっておりますので、ご発言をお願いします。

(山内評議員)

いま、お二方がお話になったことと同じ内容になりますが、まずその前に細かい点で、先ほど江澤理事が最後におっしゃっていた、何か問題が起こったときに他の電気事業者の方の協力で、例えばその融資額の返済みたいなものを一定程度補償するというやり方ですが、昔、原子力損害

賠償・廃炉等支援機構を作ったときに、福島第一原子力発電所について同じようなものを作ったのですが、あえて言うとそれは比較的特殊で、少し通常の融資の話と違うかとも思っておりますが、先ほど江澤理事がおっしゃったように、会員の方とか、電気事業者の方の合意をとったということであるので、それでよろしいかなというふうに思っております。また、財政融資のある意味では条件にもなるのかと思っておりますので、それでよろしいのかなと思いますが、ただそういった比較的特殊なことだということだけは、念頭に置いてやるべきだと思っております。

それから、もうお二方がおっしゃったことと同じで、かなり広域機関の役割が変わってくるということで、私自身も電気事業法改正に携わりましたので、私の責任かも分かりませんが、そのための体制整備はしっかりすべきだと思います。これも事前に、或いはワーキンググループのときも言いましたけれど、これから金融業務とか、そういったお金を扱う業務が増えていく中で、新しい人とか新しいノウハウを持ったやり方とか、そういうことを、きちんとやるべきだと思っております。

(山地議長)

ありがとうございました。伊藤評議員お願いします。

(伊藤評議員)

皆さんとは違った視点でお話いたします。

当然、これまでとは世界情勢も変わってきており、日本のおかれている状況や、これから電力に求められる役割が変わってきていることは、よく承知しております。また、データセンターの増加に伴い、電力がますます必要となるため、系統整備が絶対的に必要であることも、よく理解しております。

そのうえで、懸念しなければならないのが、工事業者に關する人手の問題です。現在、我々民間企業も投資をしたくても、人手が足りない、あるいは材料が入ってこないといった理由で、計画が延び延びになっている状況があります。資金は確保できているものの、計画どおりに進まなくなってしまうことが、最も問題になってくると考えております。

当然、協力会社も含めた人員や資材の確保についてまでも、広域機関がすることではないと思っておりますが、関係者間で確認を行い、ベクトルが同じ方向を向いていないと足並みが揃わなくなることも想定しなければならないと思います。今から人を育てても間に合わないかもしれませんが、こうした人手や資材の問題についても、計画の中に少し盛り込んでいったほうがよいと考えております。この点について、お考えをお聞かせいただければと思います。

(山地議長)

ありがとうございました。では、竹川評議員お願いします。

(竹川評議員)

定量化できないリスクが一定程度低減されるまでは民間金融機関からの資金調達が困難であり必要な資金が不足する場合への対応される、これと、プロジェクト全体の融資総額の3割上限とするというこの関係はどうなるのでしょうか。

それと、大きなプロジェクトになると、途中で、資金計画が変わるということがよくあると思うのですが、その場合に追加融資みたいなことも可能になっているのでしょうか。その2点についてお願いします。

(山地議長)

ありがとうございました。

それではここで一旦区切らせていただいて、広域機関からお願いします。

(江澤理事)

まず、本機関設立から12年目を迎えまして、当初100人ちょっとでスタートして280人程度を超えるぐらいの水準になってきました。業務を途中で追加しまして、その時々に応じたニーズに従って我々が実施機関として、求められる役割も変わってきて拡大しているのだと思

います。そのための体制整備について、牛窪評議員、高村評議員、山内評議員より、ご指摘をいただきました。

まさに今回融資業務を始めるにあたっては、既存の業務への追加になるのですが、もともとやっている送配電の業務に加えて融資の知識が必要になってくると、内製的になかなかできない部分については外からの専門家、具体的にはメガバンクであるとか政府系の金融機関からの出向者ををお願いする形、それからそういった方々の中途採用も、積極的に行っているところです。まだまだ今後色々な融資案件が出てくるでしょうから、その面の強化を行います。

それからガバナンス体制の強化という意味でも、その監査室の強化であるとかそれから、外部監査も、お願いをしてやっていくような形をとっています。先ほど申し上げた3線の融資ラインとそれから融資管理室とさらに監査室に加えて外部監査を入れることによって確保していくということです。

融資案件の決定に当たりましては経済産業大臣の認可、もともとそれぞれの整備計画についての認可がありますので、まさにそういう認可がないものについても、我々が何でもかんでも受け付けて融資をするということではないので、そのあたりはきちんと大型案件で、国の認定もあり、その事業の償還の確実性、資金の返還の確実性というところの専門知識を我々も得ながら、徐々にやっていきたいと考えています。

高村評議員からいただきました、今後、電化の目標が増えてくるということについてです。今まで、電力の需要が下がる時代で、どのように対応していくのかということではやっておりましたが、この先は不確実性も伴うのですが、データセンターであるとか、新たな電化の需要といったところも起きてくるのかなと思います。そのために必要なことですが、長期の見通しなどを見定めながら、我々がどのように系統整備や容量市場の運用などによって、いかにその供給力を確保していくのか、確認していくのかといったところが、今後の必要な業務かなと思っています。

それからパブリックコメントについてです。会員企業、これはいわゆる電気事業法の電気事業者の大体2400社ぐらいに上るのですが、その会員企業の業務に大きな影響がある場合には、我々の業務規程によって、パブリックコメントをかけるということを決められておまして、今回の事例は、当然会員企業に大きく業務に影響する話ですので、パブリックコメントをかけさせていただきます。

国の政策が決まりますのに伴って、最後に非常に影響する部分がどこか、かなり詳細設計が重要になってきますので、そういったものを設計するに当たり会員企業の意見を聞く機会というのは非常に重要だと思っており、それを踏まえ、ルール化をしていきたいということでもあります。

さらにシステム開発も、我々並行的に行っていかなければいけないので、そういったことでもそうですし、それから我々担当している業務の中で、国が、政策は一定程度決める部分がありますが、むしろ我々が現場として把握した内容を、こちらからも発信しなければいけないと思っておりますし、先取りしてこういうことが必要なのではないかと、今後こういう機会に課された課題なのかなと考えています。

それから山内評議員から、資金に関わるところでご指摘いただきました。我々が例えば再生可能エネルギーの賦課金であるとか、容量メカニズムに基づいてお預かりしているお金、これは預り金ということで我々の会計とは別に分けまして、管理をしているところです。先ほどの外部監査も入れまして、そういったお金が適切に活用されていて、それを効率的に活用されていることなどを、内部と外部の監査、それから執行体制の強化によって、取り組んでいきたいと思っております。

それから、山内評議員から特別会費についてのご指摘もいただきました。さらに経済産業大臣の認可を得られた案件に対しては、償還確実性があるものに融資をしていくということがありますが、最後には特別会費で取るという砦も用意されているのですが、その手前できちんとその確実性を見るだとか大臣認定がありますので、特別会費に至るような場合にそこにそれがあるからいいということではなく、きちんと事前の審査等、しっかりやっていきたいと思っております。

伊藤評議員からもありましたが、今までと変わってデータセンターのような需要も出てきます。先ほども申し上げましたが、需要が下がる時代から、もしかしたら不確実性も伴って需要が拡大するということもあります。それから工事の方も、まさに我々が普段やっている系統整備計画の中でもその人手が確保できなくて工期が長くなってしまいますので、そのためにコスト増が広がるようなこともあります。これに対応するのは、なかなか日本全体の問題なので難しいのですが、

日本国内の系統もできてから40年50年と、そういう送電線なども増えてきていますので、適切に定期的に計画的にスケジューリングを組んで適切に更新するということを、高経年化設備のメンテナンスのガイドラインみたいなものを用意し、なるべく工事が安定的に、突然メンテナンスが広がるのではなくスケジューリングをしたメンテナンスの下で、安定的に業務が行われるように対応していきたいと考えています。

それから竹川評議員からご指摘いただきました3割との関係は、先ほどのご説明で言いますと、9から10ページのあたりに出てきます。類型①と類型②ということで、先行してまだ民間の融資機関の金融機関から融資が引き出せないところについては類型①として補助金を原資としたものを行い、類型②の方は財政投融资の資金を活用したのになります。類型①については先行するものですので、貸し手が我々しかいない。類型②の方になりますとこれは財政投融资をつかった民間との協調融資という、民間金融機関も貸し出すものですので、それについては融資総額の3割以下というルールを設定しています。

(竹川評議員)

類型①は、補助金だけの対応で、融資はないということなのか？

(江澤理事)

補助金を原資とした融資です。

(竹川評議員)

分かりました。ありがとうございました。

(榎谷理事)

2点ほど補足をさせていただきます。竹川評議員のお話の続きで、追加融資ができるかというご質問に対しましては、初めから追加融資を想定しているわけではございませんが、当然そういう状況になれば、国と相談しながら対応することとなります。

それから融資全般のガバナンスについてですが、国が認定した大型の電源投資や系統整備に対して、我々が値差収益や財政融資を原資に貸付を行う建て付けになっておりますので、国と一緒にと申しましょうか、国の認定のもとで我々が貸付事業を実施するということになります。

とはいえ、言われたままに実施するわけではなく、我々の方で貸出規程や貸出基準を、きちんと整理し、それらに則って適正な貸付業務を行ってまいります。

業務推進体制ですが、7月に融資管理準備室を設立し、金融機関出身者を中心とする5名の体制を整えており、期中管理も含めて、第2線として案件の審査・モニタリングを実施する体制を整えております。また、第1線としては、企画部や系統計画部に事業者対応も含めて案件のフロンティングをする金融機関出身者を配置しております。

なお、第3線としての外部監査については、再生可能エネルギー部門の業務において、2022年度から多額のお金を扱うこととなったため、広域機関検証ワーキンググループからのご指摘を踏まえ、2024年度から外部監査を導入済みです。

今後新しい業務にも取り組んでまいりますので、現在の監査法人からアドバイスもいただきながら、最適な体制を整えているところです。

(江澤理事)

広域系統整備計画を策定した際に、例えば費用が上振れするたびに計画を修正し、その都度、少しずつ融資を引き出すということも望ましくないと思っていますので、計画を最初に策定する段階で、一定程度、人件費の伸びなどを見込んだバッファを設け、その範囲内であれば対応できるようにしていく、その範囲を超えた場合には、計画を変更したうえで追加融資を行うということは、あり得ると考えています。

(山地議長)

広域機関からご対応いただきましたが、評議員の皆さんそれを踏まえていかがでしょうか。

それでは大体ご意見をいただきましたけれども、基本的に議案については、ご反対ということではなくて、内容をより詳細に深掘りして確認するということでしたので、議決に移りたいと思います。まずは、第1号議案「定款の一部変更について」原案どおりということによろしいですか。

(評議員一同)
異議ありません。

(山地議長)
では、第1号議案は、原案どおりで議決いたします。続きまして、第2号議案「業務規程の一部変更について」原案どおりということによろしいですか。

(評議員一同)
異議ありません。

(山地議長)
では、第2号議案は、原案どおりで議決いたします。続きまして、第3号議案「送配電等業務指針の一部変更について」原案どおりということによろしいですか。

(評議員一同)
異議ありません。

(山地議長)
第3号議案も、原案どおりで議決いたします。皆さんおっしゃるとおり、広域機関発足以来どんどん業務が広がっていき、多様化もしているのもう名称を変えてもいいのではという話が出そうですけれど、それはまた冗談として、業務の拡大、多様化に、ご出席の評議員の皆さんがご指摘になったのだと思っております。
それでは、次の議案の審議を行います。先ほどと同様に、第4号議案、第5号議案についても、関連する内容ですので、一括して説明及び審議を行ったあと、一件ごとに議決を行います。それでは、第4号議案「2026年度事業計画変更について」及び第5号議案「2026年度予算変更について」、広域機関から説明をお願いします。

(江澤理事)
総務担当理事の江澤です。まず2026年度事業計画変更について、第4号議案の補足資料により説明します。本件とその後説明する第5号議案の予算変更は、いずれも本評議員会の後、理事会及び総会の議決を経て、経済産業大臣に認可申請を行う予定です。第4号議案については、江澤よりご説明し、第5号議案については、理事の榎谷よりご説明します。電気事業法により、定款等の変更を行いましたが、それに伴って事業計画を変更し、予算も変更するといった内容です。

1 ページ、事業計画の内容は、この電気事業法改正が成立する以前のものですので、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会の中間整理等を踏まえた対応等で、このファイナンスの支援について本機関は担うことが想定されるため、政策の具体化に向けた検討を進める必要な措置を講ずるということで、改正前の内容になっていましたが、この改正を踏まえ、本年12月に施行される電気事業法改正により、ファイナンス支援のところをより明確にし、事業計画を変更しています。年度の途中で事業計画が変更になるということ、計画したものが変更になってもそのままということはありますが、今回は大きめの変更ですので、事業計画及び予算も改正することです。電気事業法改正によって大規模電源等の整備計画を経済産業大臣が認定し、資金の貸し付けをする融資制度が創設されます。このために、総務部に融資管理ライン、企画部に電源融資の担当ライン、系統計画部に系統融資の担当ラインを設置することによって、組織体制を強化し、貸付基準ルールのもとファイナンス支援を適切に実施する。それから系統整備費用に関して、技

術的な観点から妥当性を検証するといった内容を追加するものです。全体の改正内容は、先ほどと同様ですので、事業計画の変更内容は以上です。まさにこの部分が改正になります。

（榎谷理事）

続きまして、第5号議案の予算変更について榎谷よりご説明します。議案書は、これまで同様に経済産業大臣に認可申請をするものと同じ書式です。本日のご審議を経て、総会の議決をいただきそれから経済産業大臣へ提出いたします。中身について、パワーポイントの補足資料を用いて説明します。

1 ページで、大きく3つあります。まず1つは、今回の法改正に伴い、本機関の各業務を整理する勘定区分を、現行の6勘定から5勘定3経理に再編します。2つ目は、新たに追加される電源・系統ファイナンス業務、これは下図の右側に※印で示した2つの業務経理で管理します。この2つの業務経理に関しては、これら業務経理間に限り、必要な資金の融通が出来るということを決めています。3つ目は、技術的な話となりますが、現行の会計規程で定めている勘定名は、例えば図の左側の上から2つ目で、これまで非常に長々しい勘定名になっており、これは法で規定する詳細の業務をそのまま採用していますが、この機会に簡潔に分かりやすく変更します。以上3つを今回の変更点として2026年度当初予算を変更します。

2 ページが、変更予算の全体像です。従来の6勘定を5勘定3経理に再編したうえで、各勘定の人件費や運営費といった費用相当額を現時点までの実績値に基づいた再算定をして、新しい勘定ごとに必要な収支調整をしています。細かいところは、次ページ以降にその結果として、全体としては当初予算と比べて、収入が1億1,900万円、支出が1億3,300万円それぞれ増加しています。

3 ページと4 ページのところ、（1）～（7）の勘定名を順にご説明します。まず、再エネ交付金交付等業務勘定で、費用が1,800万円増加します。再エネ業務勘定は、収入支出の発生や収支管理の枠組みが、制度上他律的に決まっており、本機関に裁量がありません。そのためこの費用の増加分と同額を預り納付金等取崩収入として調整します。

次に2つ目の積立金管理業務勘定は、費用が1,900万円増加します。積立金勘定の資金は、定期預金で運用して受取利息がありますので、この1,900万円の費用の増加分はこの受取利息から充当するため、収入予算に変更はありません。（3）災害等扶助交付金交付業務勘定、こちらは費用が200万円増加します。この勘定には収入財源がないため、（7）一般業務経理の会費収入から200万円を費用相当分として充当します。

4 ページの（4）入札業務勘定、こちらは逆に費用が500万円減少しますので、収入予算に変更ありません。（5）広域系統整備交付金交付等業務勘定、こちらは費用が2,600万円増加します。この勘定も先ほどの再エネ勘定と同じく、本機関に裁量がありませんので、この2,600万円と同額を預り納付金等取崩収入として調整します。（6）融資業務経理、これは新たに今回設ける業務経理で、今年度分の経費が7,500万円ありますが、いま財源がなく広域系統整備交付金交付等業務経理から同額の資金融通をします。（7）一般業務経理は、会費収入により賄われる従来業務の経理です。この一般業務経理は、これまで説明した費用相当額、これは他勘定振替等により、全体として費用は1億3,500万円減少しました。そのうち災害等扶助交付金勘定で振り替えた200万円を除いた1億3,300万円は、予備費として除増額調整をするということをしています。以上が勘定区分別の増減についてです。

最後に5 ページは、テクニカルな修正で、予算総則の経費名として、電源入札拠出金と書いているものを修正するというものになります。この電源入札拠出金というのは、いわゆる一般送配電事業者が当機関に支払ってくる拠出金のことですが、ここは拠出金を原資に当機関が支払う「電源入札等補填金」と記載すべきところでしたので、正しい経費名に変更します。第5号議案の説明は以上です。

(山地議長)

それでは、今のご説明内容について、ご意見ご質問等ありましたら、発言の意思表示をお願いしたいと思います。

(竹川評議員)

パブリックコメントの8番目に記載の「特別会費制度の運用にあたっては、電気料金への影響を最小化するとともに」という質問が出ていますが、これは結局特別会費を集めた場合は、電気料金に反映され、転嫁されるというそういう理解でいいですか。

それからその回答の方で、リスクバッファとして高流動性資産を維持し、と記載がありますが、これは、何か貸倒引当金みたいなものを持っておいて、それで対応できない範囲になると特別会費の徴収になると、そういう理解でいいですか。以上2点です。

(江澤理事)

特別会費で取ったときには、電気料金についても当然認可になりますので、その範囲でパススルーして認可を取るのか、それとも実際には、一般送配電事業者の中でその特別会費を払ってしまうのかにもよります。一般送配電事業者としては、それは電気料金に転嫁して取るということも可能であり、それは必ずしも1対1ではありませんが、必ず電気料金が上がるということではないというふうに考えていますが、可能な制度だと思います。

それからバッファは、例えば、これは純資産を4%持っておかなければならないということと、高流動性資産は8%持っておかねばいけないということで、通常の金融機関が運用しているものと似通ったもので、それをどういう範囲のものが我々の純資産であるか、その範囲でカウントするのか、高流動性資産といった場合、どこまでがカウントされるのか、ここは今後の調整事項ですが、いずれにしても、融資総額4%なり8%をリスクバッファとして保持し、基本的には金利収入の中で、それを賄って決めていきます。それでも対応できない場合には、次はどうするかということとなります。

(竹川評議員)

勘定としては、引当金となるのでしょうか。

(榎谷理事)

4%の純資産と8%の高流動性資産は、当機関の財務の健全性やリスクバッファとして現預金を保有するというものでして、引当金とは別の話となります。

引当金につきましては、もともと2024年度から値差収益を原資とする貸出の建付けがございます。ただ、その時の議論では、その原資である値差収益は、他律的に決まり我々の裁量が及ぶ資金ではないため、引当を計上しないということで整理しましたが、今回は財政融資という形で財務省からお借りし、それを貸出しますので、従前の値差収益も含め、今後の貸出については全て引当金を積むことで整理いたしました。

(竹川評議員)

はい。わかりました。

(山地議長)

江崎評議員、お待たせしました。

(江崎評議員)

直接この議案に関係するところではありませんが、やはりかなりの金額の仕事を新たにやっていくというのが見えているわけで、そういう意味でいうとやはり、サイバーセキュリティの対策というのは改めてアジェンダの中に、事業の中に、きちんと入れておく必要が重要なことというふうに思います。ちょうどNCO（国家サイバー統括室）の方からは、重要インフラに対する共通のガイドラインも出し、きちんと各省庁で今展開していくということになっています。当然ながら広域機関のビジネスは、扱っている金融的なポジションも増え、いろんな事業者とのお話も

していかなければならない。改めてA Iのサイバーセキュリティに関する脅威は、ものすごい勢いで増えてきているわけですし、ご覧のとおりたくさん的重要インフラに近いところ、すでにもうターゲットに入っているところがあるわけですが、起こっているということを鑑みると、やっぱりしっかりとネイティブの広域機関におけるサイバーセキュリティの人材も含め、現時点で、しっかり考えた対策を入れておくのは非常に重要というふうに思います。以上です。

(江澤理事)

情報システム室を中心に、そういったサイバーセキュリティ対応というのを考えながらやっています。まさに、国の電力、重要インフラの1つであり、我々もそこを広域的に運営する機関として、資金の運用の規模もそうですけども、日々の電力の予備率や需給バランスみたいなところをきちんと確保し、また必要な融通指示などをするためには、我々もサイバーセキュリティ対応していかなければいけないという認識でいますので、ご指摘のとおりかと思います。

(山地議長)

他に、ご発言ご希望ありますか。それでは、ご発言はいくつかご確認やご要望ということでしたので、議決に移りたいと思います。まず、第4号議案「2026年度事業計画変更について」原案どおりということによろしいですか。

(評議員一同)

異議ありません。

(山地議長)

反対意見ありませんので、第4号議案は、原案どおりの議決とします。続いて、第5号議案「2026年度予算変更について」原案どおりとすることによろしいですか。

(評議員一同)

異議ありません。

(山地議長)

こちらにも異議なしの声ですので、第5号議案は、原案どおりの議決とします。ご協力ありがとうございました。本日議案は以上ですが、このような機会に特段に発言したいなどご意見ありますか。

(秋池評議員)

今回の議案の内容については、異論ありません。一方で、イギリスでは5年間で送配電投資が約15兆円必要で、国がそれを積極的に出していくというようなお話もあったりいたします。日本の送配電設備とイギリスのものを、現時点での老朽化度合いの違いなどもあるでしょうから、単純に比較はできませんが、追加的に日本でどのくらい必要になるかというのは、ちょっと想像しかねる部分もありますが、やはり相当な金額が動いていくことになります。その中でたとえ3割だとしても、かなりの金額を皆さまが動かすということになるというのを、他の皆さまもおっしゃっているとおりですが本当に大変なことだと思います。もちろん皆さまのことですから問題なく遂行されると思いますが、やはり体制の強化というのは必要だろうと思いました。

本来、このような資金は民間で全部調達してくれば良いということだと思いますが、短期のリターンを見込みにくい巨額の資金調達というのは難しいものです。新しい制度では、公的機関が関わりますので審査をして慎重に支出をするということになるのでしょうけれども、一方、使い勝手が悪くてもいけないと思います。広域機関が認め、広域機関が考えた系統計画の中にあるものに対する、設備投資なり整備であるというときに、どこまで厳密な審査をするのか、ゆるい審査はいけないけれども、使う側にとってみると金融機関の審査もあり、広域機関の審査もありで、非常に使い勝手が悪いとなると利用されないものになってしまうことも考えられます。あくまで補完的なので、利用に対しては厳しい審査をしながらやっていくのだということなのか、広域機関として、系統整備というものを優先するのか、という、バランスが運用上、マネジメントと

して難しいことになっていくのだろうなという感じがしました。何か答えを求めるものではないのですが、所感として申し上げます。

(山地議長)

はい、ありがとうございます。特に答えを求めるものではないということでしたが、何かご対応ありますか。

(江澤理事)

融資そのものを審査というよりも、その前に広域系統整備計画として、それがどれだけの社会的なメリットがあるのかB/Cのような話と、コストがかかるのかというところを踏まえ、適切に社会的な利益のあるものについては、何らかの形でその回収の仕組みも合わせて、国と本機関が考えてまいります。そういった意味で、単純に融資というふうにとらえると、その手前の段階で、むしろ終わっています。そういったものをイギリスが15兆円で我々が幾らになるのかということになりますが、既存のこれまでに蓄積したインフラの投資更新であるとか、さらに広域的な運営のためにももう少し連系線の強化が必要なところは、むしろその基本計画のところの必要性を見て、融資については、融資は融資でそこは独立して見ていく対応で、必要なものにちゃんとお金が流れて融資もおこなうということです。ただ、相互馴れ合いになってしまっただけとはいけないので、そういった意味で融資の管理ライン等を設けますけど、基本的には事業の方で見ていくという、これまで本機関が行っていることを重視していくのかなと考えております。

(秋池評議員)

ありがとうございます。

(山地議長)

他には、ご発言のご希望ありますか。このような特別なご意見というと秋池評議員のご発言がありましたが、今回は、非常に大きな変更ですので、事業領域の拡大という大事なことだと思っております。事務局から、何か連絡はありますか。

(赤松事務局長)

いいえ、ありません。

(山地議長)

それでは、閉会の前に、大山理事長から一言お願いします。

(大山理事長)

大山でございます。皆さま、本機関の業務にご理解いただいたうえで、活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。本機関の業務が増加し続けているのは、ご承知のとおりかと思います。今回また電気事業法の改正を受けて、電源及び系統整備等に対するファイナンス支援が追加されました。それに伴いまして、定款、業務規程、送配電等業務指針を変更するという必要が生じたために、臨時でお集まりいただいたという次第でございます。付随して、第4号議案、第5号議案についても、ファイナンス支援に関連した変更ということでございました。このファイナンス支援が全く新しい業務であるということは、本日いろいろご発言いただきましたが、全く新しい業務であるため、定款、業務規程、送配電等業務指針の変更だけでなく、本機関内の体制整備が重要というふうに考えております。先ほども議案の中でふれましたが、現在、金融機関の出身者等に参加いただいて、体制整備やシステム整備を進めているところでございます。これからは課題が出てくると存じますけれども、評議員の皆さまのお知恵をお借りしつつ対応していく所存ですので、これからもご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(山地議長)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、今回の評議員会を閉会します。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長および評議員 2 名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議 長 山地 憲治

評議員 伊藤 麻美

評議員 曾我 美紀子